

厚岸町まちづくり基本構想策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 業務名 厚岸町まちづくり基本構想策定支援業務

2 業務の目的

本町は、基幹産業である漁業と酪農業を中心に太平洋の恩恵を最大限に受け、今日まで発展を遂げてきたものの、その反面、多くの地区が日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波の浸水予測地域となっており、津波の危険と常に隣り合わせの状況にあることから、地震・津波をはじめとする自然災害に備えるため、さらなる安全・安心なまちづくりを進める必要がある。

そのような中、現在、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波の浸水予測地域に位置する高齢者福祉施設については、介護を必要とする高齢者が生活する場であり、介護職員が常駐しているものの、現在の場所と施設機能では、災害時に避難が遅れ、命の危険にさらされることが懸念されている。また、当該地域は、その全域が津波浸水予測地域でもあり、地域住民の安全確保のためにも、防災拠点となる施設の整備が急務となっているほか、今後の福祉施設のあり方として、地域に開かれ相互に活用できる役割を担う必要がある。

このことから、当該施設に入所している高齢者や働く介護職員の安全・安心を確保でき、地域の避難施設及び福祉避難所などの防災拠点施設としての機能に加え、地域交流の場としての施設整備に向けた、まちづくり基本構想を策定するものである。

3 業務の概要

- (1) 履行期間 契約締結日～令和7年3月19日
- (2) 業務内容 本業務の仕様書のとおり
- (3) 担当課係 保健福祉課地域支援係
- (4) 提案限度額 11,000,000円（消費税抜く）

4 公募型プロポーザルの実施理由

本業務は、高齢者福祉施設に入所する高齢者や働く介護職員の安全・安心を確保でき、地域の避難施設及び福祉避難所などの防災拠点施設としての機能を兼ね備えた施設整備を検討するための基本構想をまとめることが目的であり、その業務実施に当たっては、矢臼別演習場に隣接する当町の現状と課題を踏まえ、福祉と防災のまちづくりとして必要な機能等の有効性を比較検討するため、ソフト面とハード面の両方を総合的に判断する知見を有していることや、町民からの意見聴取においては、意見交換会（ワークショップ等）の運営や意見の取りまとめなど、高度なノウハウが必要であることから、価格競争のみで選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力等を審査する「公募型プロポーザル方式」を採用するものである。

5 実施の公表

- (1) 公表方法 厚岸町ホームページでの公告
- (2) 公表日 令和6年5月23日

6 実施要領の質疑等

- (1) 質問票（別紙）を添付し、電子メールにて下記まで送付する。
（送信先アドレス hokenfukushi@akkeshi-town.jp）
※電話、対面などによる個別の対応はいたしません。
- (2) 受付期間 令和6年5月24日 ～ 令和6年5月31日
- (3) 回答期間 受付日～令和6年6月4日
- (4) 厚岸町ホームページにて公表

7 参加資格要件

- (1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。また、この告示の日から契約までの間においても、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、または、民事再生法に基づく指名停止期間中でないこと。
 - イ 国税、都道府県税及び市区町村民税等を滞納していないこと。
 - ウ 参加表明書受付期限までに厚岸町物品等競争入札参加者資格審査申請書を提出していること。
 - エ 厚岸町競争入札参加資格者指名停止等事務処理要領の規定により指名停止されていないこと。
 - オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらを準ずる者ではないこと。
 - カ 防衛省のまちづくり構想策定支援事業など（地方公共団体におけるまちづくりや基本計画策定に係るコンサルタント業務や町民が参画する地域づくりに関わる支援等）の業務実績があること。

8 参加表明及び参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでのに定めるところにより参加表明書を提出し、7に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和6年6月7日 午後5時（必着）
 - イ 提出方法 持参または郵送（必着）
 - ウ 提出場所 厚岸町保健福祉課
088-1119 厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地
保健福祉総合センターあみか21

担当：森村
電話：0153-53-3333
FAX：0153-53-3077

(2) 参加資格通知 参加表明書を提出した全事業者に通知

(3) 実施のとりやめ

ア 取りやめの有無 参加表明書の提出者が1者又はいない場合はプロポーザルを取り止めることができる。

イ 通知方法 参加表明書の提出者に書面にて通知し、厚岸町ホームページにて掲載する。

9 提案書作成要領

(1) 作成方法・添付書類 別紙「提案書作成要領」による。

(2) 提出先 8(1)ウと同じ

(3) 提出方法 8(1)イと同じ

(4) 提出期限 令和6年6月21日

(5) 提出部数 代表者押印のあるもの（正）1部、複写（副）15部、電子媒体（CD-R等）1部

(6) 提案書の取扱い

ア 提出された書類については、変更を認めない。また、理由のいかんに関わらず返却はしない。ただし、厚岸町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることや、記載内容に関する聞き取り調査を行うことができるものとする。

イ 提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて契約時の仕様書として取扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると厚岸町が判断した場合は、厚岸町と受託者との双方協議を行い解決するものとする。

10 ヒアリング

(1) 実施日 令和6年7月2日

(2) 実施場所 8(1)ウと同じ

(3) 実施方法 別紙「選定基準及び評価方法」による

11 受託候補者の特定

(1) 選定委員会の設置 厚岸町まちづくり基本構想策定業務選定委員会が受託候補者を特定する。

(2) 審査内容 提案書、提案価格、ヒアリング内容を総合的に評価し、採点した合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。

(3) 評価項目点数配分 別紙「選定基準及び評価方法」のとおり

(4) 最低基準点の設定 総得点の6割を最低基準点とする。

(5) 失格事由 以下の場合には、失格になる。

ア 企画提案書に虚偽の記載・申告がある場合

イ 企画提案書に記載された総括責任者が、担当できないことが明らかになった場

合

ウ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ ヒアリングに参加しなかった場合

オ その他、選考委員会において不相当と認められた場合

(6) 同点の場合の決定方法 別紙「選定基準及び評価方法」のとおり

12 結果の通知・公表

(1) 結果の通知 令和6年7月3日（予定）結果通知書の送付をもって通知する。

(2) 公表内容 受託候補者名、全提案事業者の名称（五十音順）、全提案事業者の評価点（得点順）、選定委員、その他必要な事項。

なお、応募が2者の場合は受託候補者以外の名称は匿名とする。

(3) 公表方法 厚岸町ホームページにて掲載する。

13 非特定理由の説明要求

(1) 要求方法 書面にて理由を求めることができる。（様式任意）

(2) 要求期間 令和6年7月3日 ～ 令和6年7月5日（予定）

14 事業スケジュール

(1) 実施の公表	5月23日
(2) 質問の受付期間	5月24日 ～ 5月31日
(3) 質問に対する回答・公表	5月24日 ～ 6月4日
(4) 参加表明書提出	6月7日
(5) 提案資格確認の通知	6月10日
(6) 提案書提出	6月21日
(7) 選定委員会①	6月25日
(8) ヒアリング	7月2日
(9) 選定委員会②	7月2日
(10) 結果の通知・公表	7月3日
(11) 非特定説明要求	7月3日 ～ 7月5日
(12) 契約の締結	7月上旬

15 その他

(1) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。

(2) 受託候補者の特定後、受託候補者と協議のうえ、業務委託契約の仕様書の確定を行う。なお、当該協議の結果、必要があれば仕様書の訂正、追加、削除等を行うことができる。

(3) 採用した提案書等の著作権は厚岸町に帰属する。

(4) 本業務は、令和6年防衛周辺整備助成補助金（一般助成）の採択を前提に行うものであり、補助金が不採択となった場合には契約は行わないことがある。また、ヒ

アリング実施後の選定委員会は、同補助金の交付決定後に開催することから以降の日程を変更する場合がある。

16 担当課係

厚岸町保健福祉課

088-1119

厚岸郡厚岸町住の江 1 丁目 2 番地 保健福祉総合センターあみか21

担当 森村

電話 0153-53-3333

FAX 0153-53-3077

E-mail hokenfukushi@akkeshi-town.jp